

2019再防発第26号  
2020年3月31日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社  
再処理事業部 防災管理部長  
吉岡 聡

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替え  
について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力損害の賠償に関する法律の改正を受け、原子力損害賠償実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し2020年3月31日に公表しました。この実施方針では、防災基本計画に整合させ、賠償請求等のための被災者相談窓口の設置について定めているところです。

本公表に合わせ、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき作成しております「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」に規定する賠償請求等のための被災者相談窓口の設置時期に係る記載について、防災基本計画と整合させる読替を行いましたので、ご連絡いたします。

なお、施行日は2020年3月31日としております。

敬 具

添付資料

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表(1/2)

現 行	読み替え後	理 由
<p>目 次</p> <p>(略)</p> <p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 24</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施 27</p> <p>1. 事故状況の把握 27</p> <p>2. 原子力災害の発生防止措置の実施 28</p> <p>3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 31</p> <p>4. 経過及び概要報告 31</p> <p>5. オフサイトセンターとの連携 32</p> <p>6. 広報活動 32</p> <p>7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請 33</p> <p>8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 33</p> <p style="text-align: center;"><u>追加</u></p>	<p>目 次</p> <p>(略)</p> <p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 24</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施 27</p> <p>1. 事故状況の把握 27</p> <p>2. 原子力災害の発生防止措置の実施 28</p> <p>3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 31</p> <p>4. 経過及び概要報告 31</p> <p>5. オフサイトセンターとの連携 32</p> <p>6. 広報活動 32</p> <p>7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請 33</p> <p>8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 33</p> <p><u>9. 被災者の相談窓口の設置 33</u></p>	<p>記載の適正化（防災基本計画との整合）</p> <p>第6章から第4章へ移動</p>

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表(2/2)

現 行	読み替え後	理 由
<p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>追加</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 原子力災害事後対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 被災者の相談窓口の設置</u>  <u>社長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>9. 被災者の相談窓口の設置</u>  <u>全社対策本部長は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 原子力災害事後対策</p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(略)</p>	<p>記載の適正化（防災基本計画との整合） 第6章から第4章へ移動</p> <p>記載の適正化（防災基本計画との整合） 第6章から第4章へ移動</p>